

第2次河内長野市文化財保存活用地域計画 (概要案)

パブリックコメント意見募集

無料配布用（ご自由にお持ち帰りください）

問い合わせ先：河内長野市原町一丁目1番1号 河内長野市役所7階

河内長野市教育委員会事務局 教育推進部 社会教育第2課

電話 0721-53-1111

第2次河内長野市文化財保存活用地域計画（概要案）

■文化財保存活用地域計画について

文化財保存活用地域計画とは、文化財保護法183条の3に規定された計画である。市町村における文化財保護行政の中・長期の方向性を示すマスタープランと、短期に実施する具体的な事業を記載するアクションプランの両方の役割を担う。

【策定のメリット】

- ・文化財の保存・活用に関する国庫補助金の補助率加算等の優遇がある。
- ・文化財の調査・保存・活用のビジョンを多くの人と共有できる。
- ・文化財の保存・活用に関する計画的な事業運営ができる。

【全国的な策定状況】

- ・令和6(2024)年12月現在、194自治体が文化庁の認定を受けている。

■指定等文化財件数一覧(第2章)

類型		国指定等	府指定	市指定	国登録	市選定	市登録	計	
有形文化財	建造物	18	3	8	30	-	0	59	
	美術工芸品	絵画	7	0	11	0	-	0	18
		彫刻	36	6	19	0	-	0	61
		工芸品	11	2	3	0	-	0	16
		書跡・典籍・古文書	13	2	4	0	-	0	19
		考古資料	0	1	2	0	-	0	3
		歴史資料	0	0	1	0	-	0	1
無形文化財	0	0	0	0	0	0	0		
民俗文化財	有形の民俗文化財	0	0	6	0	-	0	6	
	無形の民俗文化財	0	0	6	0	-	0	6	
記念物	遺跡	3	1	1	0	-	0	5	
	名勝地	0	2	1	0	-	0	3	
	動物・植物・地質鉱物	0	5	2	0	-	0	7	
文化的景観	0	-	-	-	-	-	0	0	
伝統的建造物群	0	-	-	-	-	-	0	0	
選定保存地域	-	-	-	-	4	-	4	4	
小計		88	22	64	30	4	0	208	

■第2次河内長野市文化財保存活用地域計画について(序章)

【策定の背景】

全国有数の歴史文化遺産が集積する地域であり、3つの日本遺産により情報発信、魅力発信等を行ってきた。一方で、少子高齢化、人口減少による将来の保存・活用の担い手不足に対して、多様な人々の参画を得て事業を推進していくことが求められている。本市では、令和元(2019)年12月に第1次計画を策定し、令和2(2020)年2月に文化庁の認定を受け、事業を推進してきた。

【策定の目的】

様々な立場(文化財所有者と行政だけでなく、地域住民、関係機関、学校、住民団体等)の人々の参画を得て、歴史文化遺産の調査や保存継承を進める。また、歴史文化遺産をとりまく様々な社会課題を解決し、すべての市民のウェルビーイングを実現するため、幅広い分野で活用を進めていく。こうした趣旨を多くの人々と共有し、総合的・効果的に事業を進めていくことを目的とする。

【計画期間】

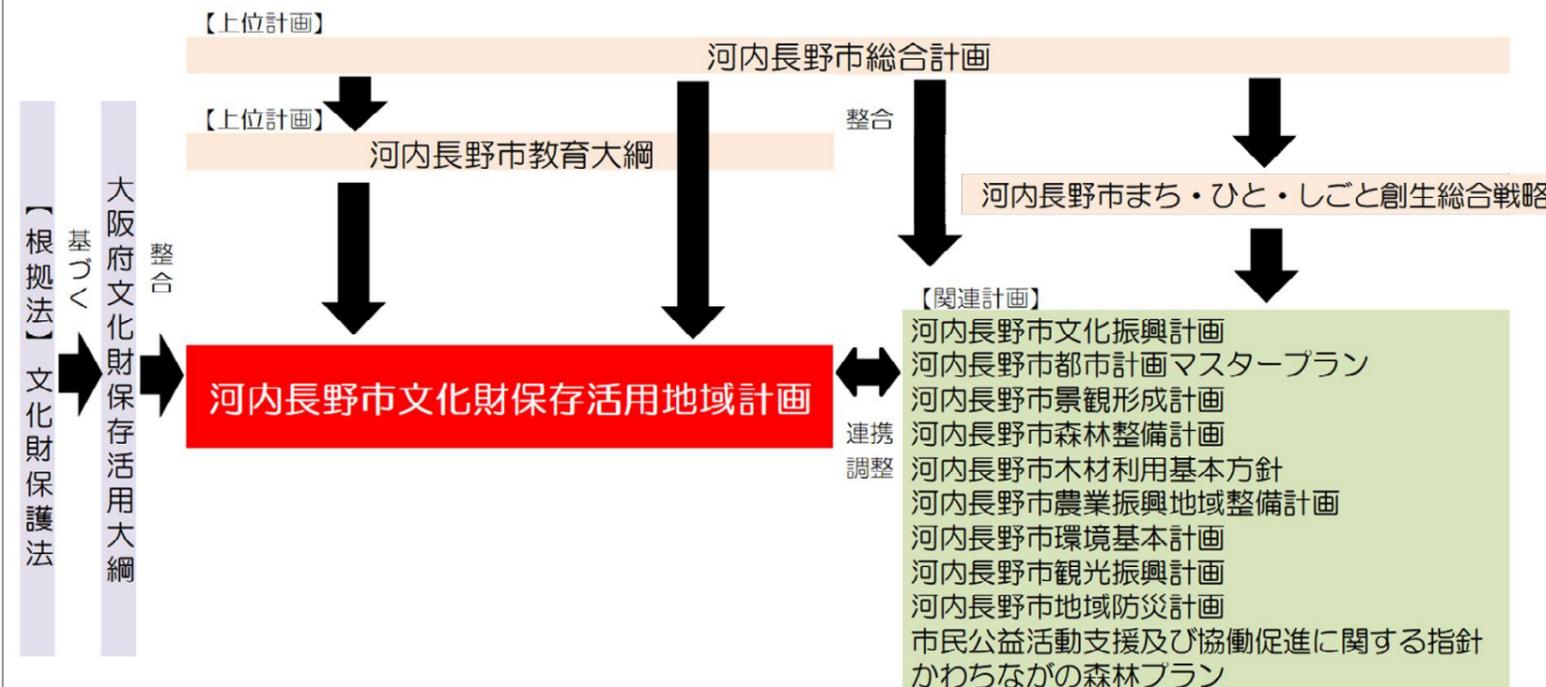
- ・令和8(2026)年度～令和17(2035)年度の10年間

【本市計画の特徴】

- ・教育分野、観光分野、地域づくり分野での活用を設定し、幅広い目的で歴史文化遺産を活用する。
- ・地域の人口減少に対応して、さまざまな地域住民の方が歴史文化遺産の保存と活用に参画できるようにする。
- ・5つの河川系に歴史文化遺産のまとまりを見出し、関連遺産群を設定した。

※本計画における「歴史文化遺産」の定義…指定・未指定に関わらず歴史的に形成された河内長野らしさを感じることができるもの。

【地域計画の位置づけ】



■河内長野市の歴史文化の特徴(第3章)

河内長野市域の歴史文化遺産には、5つの河川系ごとに一定のまとまりがあるという特色がある。現在の住民活動もこうした河川系に沿って展開している。

■第1次計画の取り組み状況と総括(第4章)

事業区分	個別事業	取り組み状況
調査研究	歴史文化遺産総合調査事業	祭礼をはじめとした無形民俗文化財の総合調査は計画どおり進捗した。 寺社跡、巨木、景勝地、庭園の総合調査はコロナ禍のために実施できなかった。
	歴史文化遺産個別調査事業	2件の市指定文化財候補と1件の国登録文化財候補を調査した。 開発行為に伴う埋蔵文化財調査を計画どおり実施した。 関連遺産群や歴史文化遺産保存・活用地区の調査研究は、一部のものについて実施できた。
	その他事業	文化財保護審議会の運営を計画どおり行った。
保存・整備・継承支援	指定・登録文化財の修理整備事業	指定・登録文化財の修理整備事業、指定無形民俗文化財保存継承事業、指定・登録文化財管理事業については、計画どおり事業を達成できた。 選定保存地域の保存事業、歴史文化遺産保存継承者の育成事業については、コロナ禍により実施できなかった年度もあった。
	指定無形民俗文化財保存継承事業	
	指定・登録文化財管理事業	
	選定保存地域の保全事業	
	歴史文化遺産保存継承者の育成事業	
	その他事業	
活用	観光分野での活用事業	主要駅でのデジタルサイネージ、市外での講演会等を計画どおり実施した。
	教育分野での活用事業	郷土歴史学習、講座、展示、体験学習等を計画どおり実施した。
	景観分野での活用事業	景観のワークショップを実施した年度もあったがコロナ禍により実施できなかった年度もあった。
	地域づくり分野での活用事業	地域住民の方が行う歴史文化遺産の活用について計画どおり支援した。



無形民俗文化財の総合調査成果の冊子



講座の様子(教育分野での活用)



フィールドワークの様子(地域づくり分野での活用)

河内長野市の歴史文化遺産をめぐる将来像と課題・方針・措置(第5章・第6章・第7章)



■関連遺産群(第8章)・・・本市は河川系ごとに特色あるテーマ、ストーリーによって歴史文化遺産が展開している。

関連遺産群1 観心寺と旧寺辺領に関連する歴史文化遺産

観心寺は、中世を通じて広大な境内に多くの子院が建ち並ぶ寺院であり、周囲の寺領を支配していた。これらの状況を伝える多くの歴史文化遺産が現代に伝わっている。



- 方針1 観心寺を対象として行われる全国的な調査研究動向を把握する。
- 方針2 観心寺や旧寺辺領に残る近世文書の把握調査を実施する。
- 方針3 把握調査を踏まえて、重要なものは指定等の保存措置を行う。
- 方針4 旧寺辺領の関連遺産を周知し、川上小学校区地域まちづくり協議会と協働で保存継承活動を推進する。
- 方針5 観心寺境内での、小学生による子ども文化財解説、中学、高等学校による探究学習を継続する。また、所有者、かわちながの観光ボランティア倶楽部と協働で歴史文化遺産の公開を積極的に進め、継続的に全国へ向かって魅力発信を行い、交流人口の拡大をはかる。

関連遺産群2 高野参詣に関連する歴史文化遺産

中世以降、本市を經由した高野参詣が続き、多くの人々が往来し、参詣道が整備され、現在でも往時を忍ばせる古道の景観が伝わる。

- 方針1 コンテンツ収集のため高野参詣や三日市宿に関する研究を今後も推進する必要がある。
- 方針2 石造物や古文書等で重要なものの指定等を推進する。
- 方針3 史跡烏帽子形城跡をはじめとする高野街道沿いの地域での保存継承活動を三日市小学校区まちづくり協議会と協働で推進する。
- 方針4 高野街道のフィールドワーク等の学校教育の場での学習機会を充実させる。
- 方針5 展示・講座等を通じて歴史資料の価値を共有していく。



関連遺産群3 旧石清水八幡宮領甲斐庄に関連する歴史文化遺産

石清水八幡宮の荘園である甲斐庄があった地には、かつての歴史を伝える古文書や工芸品がのこっており、現在でもこれを伝える里山景観が広がっている。

- 方針1 コンテンツ収集のため、甲斐庄に関する資料を把握し、研究動向を把握し、総合的な研究を推進する。
- 方針2 古文書等で重要なものの指定措置を推進する。
- 方針3 里山景観の保全を普及啓発し、学校教育や社会教育の場での保全継承活動を天見地域まちづくり協議会と協働で推進し、支援を行う。

関連遺産群4 葛城修験の霊場に関連する歴史文化遺産

修験道の行場として古くに開かれた葛城山には、関連する寺院や行場が伝わり、現在でも修験者による巡拝が続いている。

- 方針1 葛城修験に関する調査研究を他市とも連携し推進する。
- 方針2 美術工芸品等で重要なものの市指定措置を推進する。
- 方針3 地域内で葛城修験に関する普及啓発を地域の公民館と協働で行う。
- 方針4 他市町村とも連携して葛城修験の魅力を発信する。



関連遺産群5 高向庄に関連する歴史文化遺産

高向地区には、かつて皇族の荘園、高向庄が広がっており、古い絵図に描かれた寺社や水路・古道が現在へ伝わっている。

- 方針1 個別調査結果に応じて関連遺産群の構成歴史文化遺産の指定措置を推進する。
- 方針2 関連遺産群を普及啓発し、地域での保全継承活動を高向小学校区ひと・まち・ゆめづくり会と協働で推進する。

関連遺産群6 金剛寺と旧寺辺領に関連する歴史文化遺産

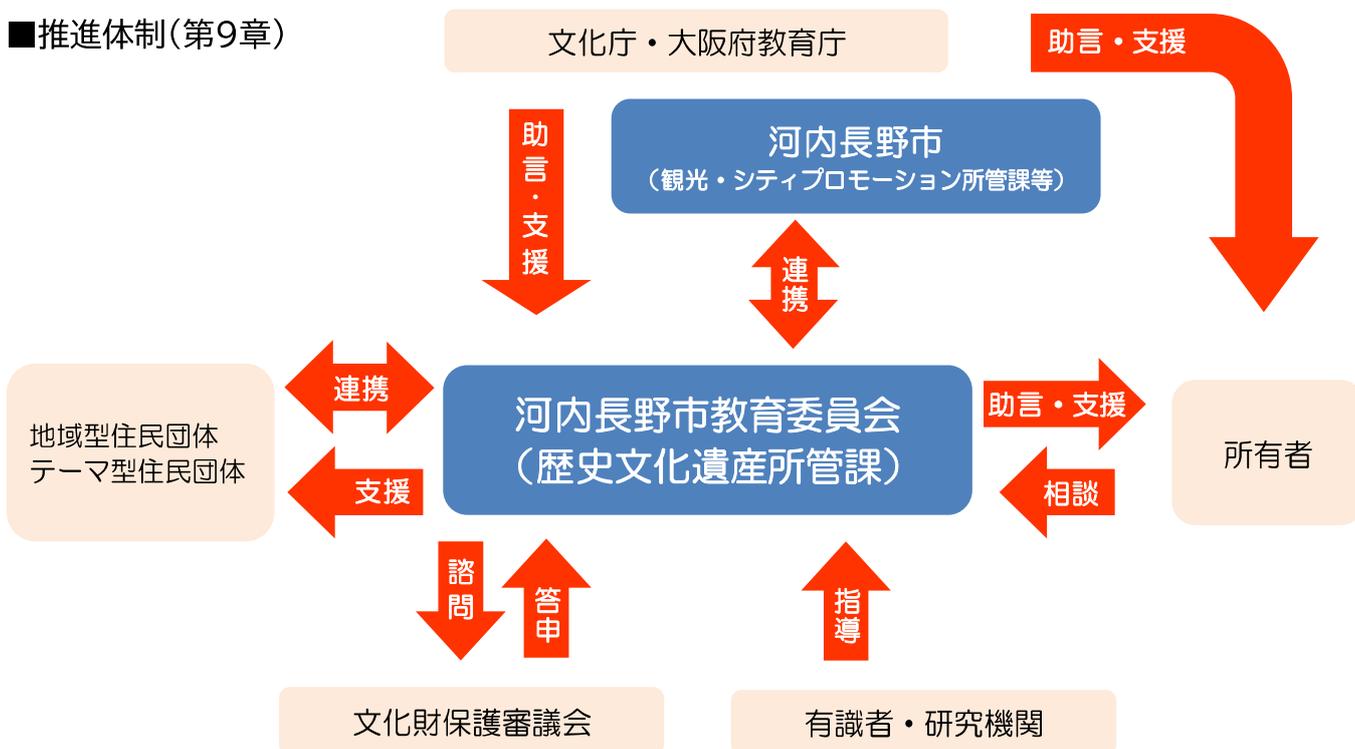
金剛寺は、境内都市とも言われ、広大な境内に多くの建造物が建ち並ぶ。そして、周囲の寺領を支配していたことを示す多くの古文書が現在に伝わる。

- 方針1 金剛寺を対象として行われる全国的な調査研究動向を把握する。
- 方針2 金剛寺や旧寺辺領に残る近世文書の把握調査を実施する。
- 方針3 把握調査を踏まえて、重要なものは市指定等の保存措置を行う。



- 方針4 旧寺辺領の関連遺産を周知し、公民館と協働で地域での保全継承活動を推進する。
- 方針5 金剛寺境内での、小学生による子ども文化財解説、中学、高等学校による探究学習を継続する。
- 方針6 金剛寺や旧寺辺領の歴史文化遺産の価値をかわちながの観光ボランティア倶楽部と協働で全国的に魅力発信し、交流人口の拡大をはかる。

■推進体制(第9章)



第2次河内長野市文化財保存活用地域計画 策定スケジュール

令和6年度

- 8月21日:河内長野市文化財保護審議会
・全体骨子
- 12月～1月:市民アンケートの実施
- 2月21日:河内長野市文化財保護審議会
・全体素案
- 2月23日:ワークショップ

令和7年度

- 5月21日:福祉教育常任委員協議会
- 5月22日:定例教育委員会(市文化財保護審議会への諮問決定)
- 5月28日:河内長野市文化財保護審議会(諮問)
- 6～7月:パブリックコメントの実施(実施主体は市文化財保護審議会)
:ワークショップ
- 8月:河内長野市文化財保護審議会(答申)
:定例教育委員会(答申を受けて計画案の確定)
- 12月:国の文化審議会での諮問答申、認定。 →令和8年4月から第2次計画期間開始